

クーリングシェルトアの指定を受けるまえに

■クーリングシェルトア（指定暑熱避難施設）とは？

暑さをしのぐために一時的に休息できる施設の事です。冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、自治体がクーリングシェルトアとして指定することができます。

■クーリングシェルトアの指定を受けるための要件は？

以下の3点を満たしていれば、クーリングシェルトアの指定を受けることができます。

- (1) 適当な冷房設備を有している
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、施設を一般に開放することができる
- (3) 利用者が滞在するための空間を、必要かつ適切に確保できる

■クーリングシェルトアはどのような時に開放する？

熱中症特別警戒アラート（気象庁で予測される翌日の暑さ指数が35以上となり、重大な健康被害が想定される場合）が発表された際に、暑さをしのぐための施設として開放していただきます。

■特別警戒アラートが発表されていない場合、対応が必要なのか？

平時の場合、受け入れの判断は各施設でしていただくようにお願いします。町から受け入れのお願いを直接させていただくことはございません。

■指定されるとどうなるのか？

ホームページ等の広報媒体にて、クーリングシェルトアの指定を受けている施設として町民へ周知を行います。

■具体的に何をすればいいのか？

熱中症特別警戒アラートが発表されている日は、通常の開館時間、営業時間内で、町民の方等が立ち寄られた際に受け入れをお願いします。専用のスペースを用意したり特別な対応をしていただく必要はありませんが、暑さ等で体調不良を訴える方がおられれば、症状の具合によってお声かけ等の対応をお願いします。

■冷房代などの経費はどうなるのか？

申し訳ございませんが、一切の経費は各施設において負担していただきます。